

第 12 回岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和 4 年 5 月 31 日（火）

1 発生状況について

資料 1

2 岐阜県の対応について

資料 2

【配布資料】

資料 1 岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について(R4.5.29 公表時点)

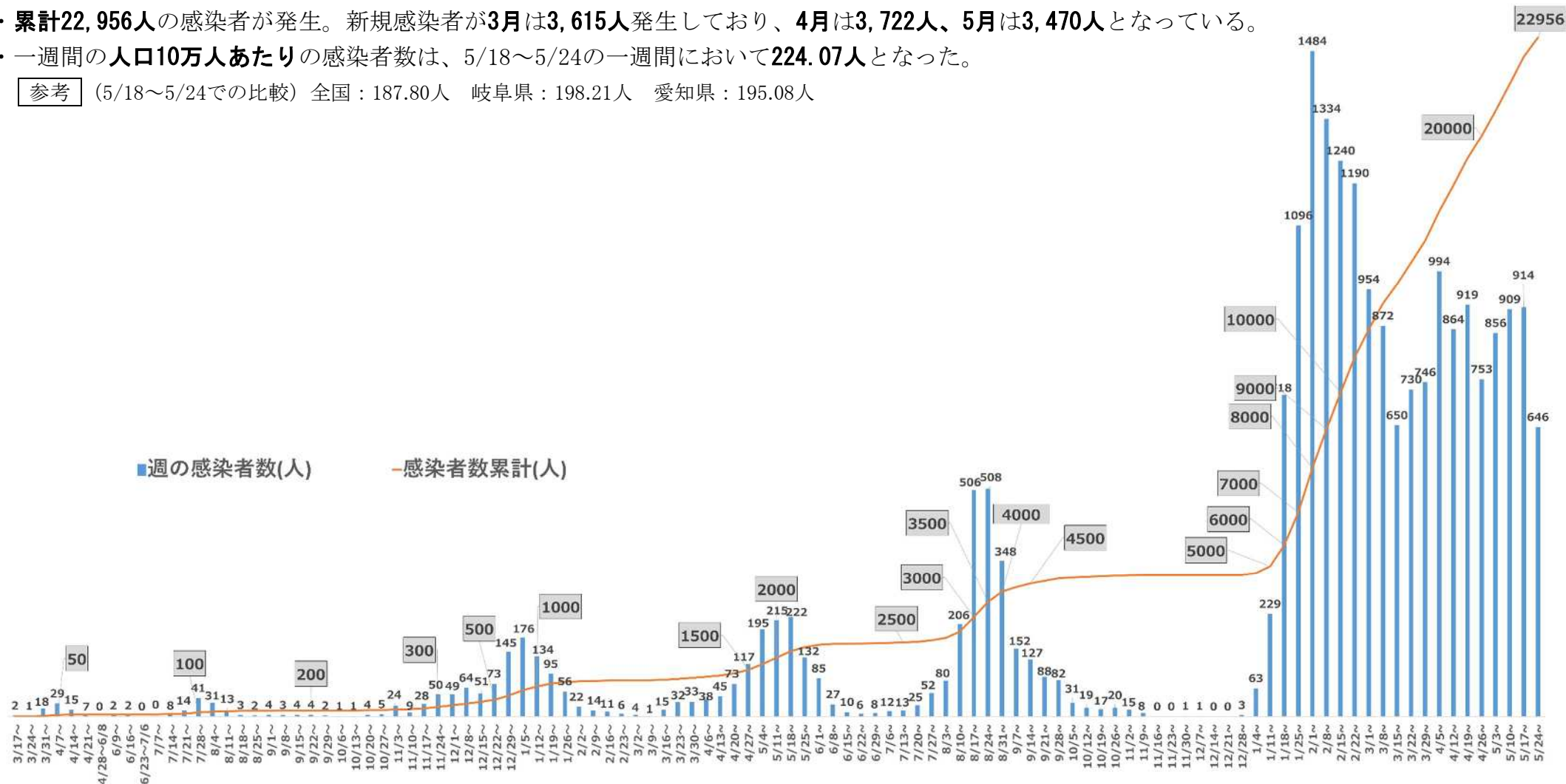
資料 2 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会(第 44 回)対策本部本部員会議(第 56 回)

岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について（R4. 5. 29 公表時点）

1 感染者数推移（週計）

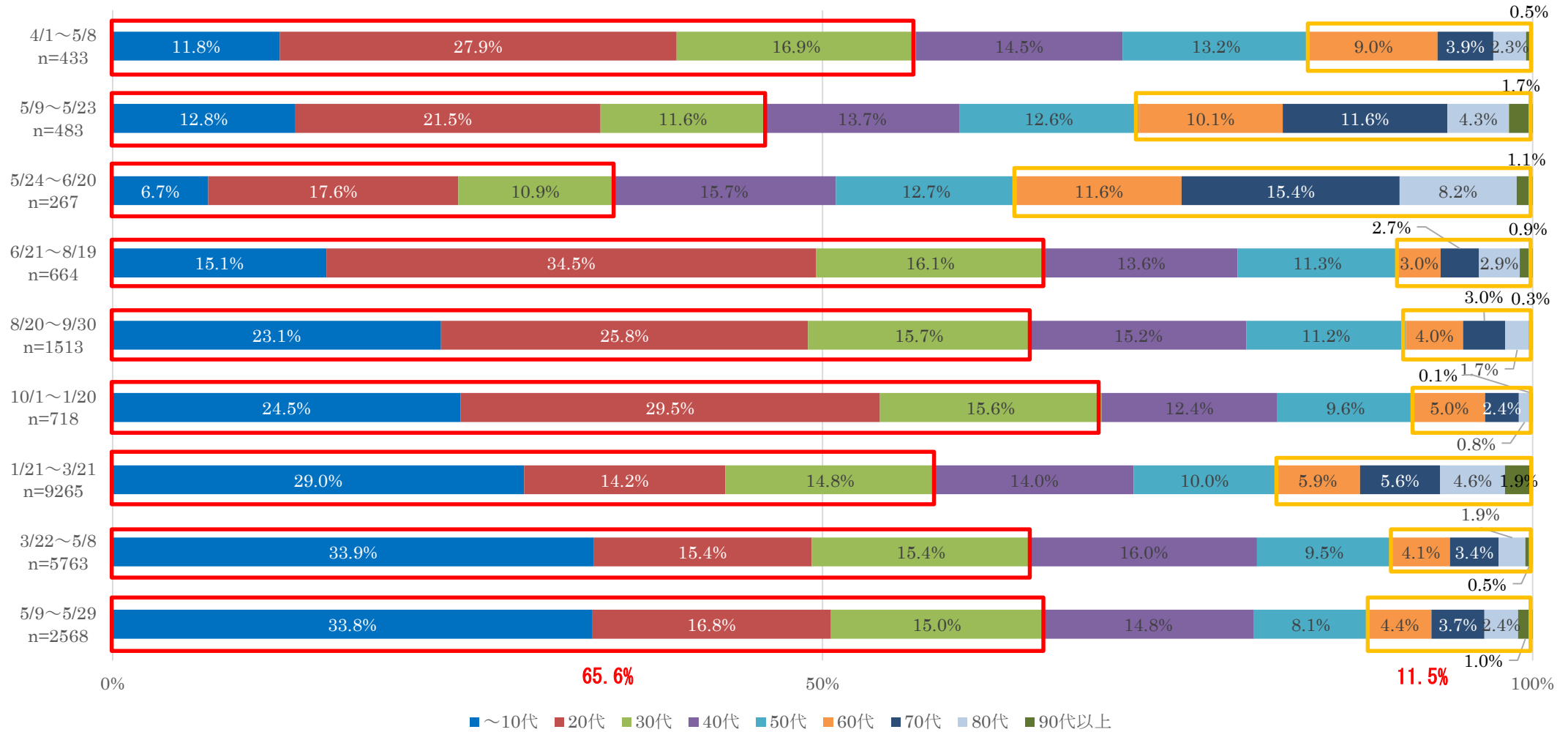
- ・ 累計22,956人の感染者が発生。新規感染者が3月は3,615人発生しており、4月は3,722人、5月は3,470人となっている。
- ・ 一週間の人口10万人あたりの感染者数は、5/18～5/24の一週間において224.07人となった。

参考（5/18～5/24での比較） 全国：187.80人 岐阜県：198.21人 愛知県：195.08人



2 年代別割合の比較（令和 3 年 4 月以降）

- ・ 30代以下が**65.6%**、60代以上が**11.5%**となっている。
- ・ 最近の状況は、10代以下の割合が増加する一方、60代以上の割合が減少している。



※割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない場合があります。

岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会（第 4 4 回）
対策本部本部員会議（第 5 6 回）

日 時：令和 4 年 5 月 3 0 日（月）
1 1：0 0～

場 所：県庁 4 階 特別会議室

1 感染状況

資料 1

2 県の対策（案）

「ウィズ・コロナ」総合対策の実施について

資料 2

（参考）

- ・ マスク着用についてのリーフレット
- ・ 水際対策の見直しについて
- ・ 国交付金の概要
- ・ 市町村における生活者への主な支援策

参考資料 1

参考資料 2

参考資料 3

参考資料 4

**岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会（第44回） 対策本部本部員会議（第56回） 出席者名簿**
日時：令和4年5月30日（月） 11:00～
場所：岐阜県庁4階 特別会議室

1 市町村

市名	氏名等	備考	町村名	氏名等	備考
岐阜市	柴橋 正直 市長	T V	岐南町	小島 英雄 町長	T V
大垣市	石田 仁 市長	T V	笠松町	古田 聖人 町長	T V
高山市	國島 芳明 市長	T V	養老町	大橋 孝 町長	T V
多治見市	古川 雅典 市長	T V	垂井町	片岡 兼男 副町長	T V
関市	尾関 健治 市長	T V	関ヶ原町	西脇 康世 町長	T V
中津川市	渡邊 卓 副市長	T V	神戸町	金指 義樹 総務部長	T V
美濃市	堀部 勉 副市長	T V	輪之内町	木野 隆之 町長	T V
瑞浪市	水野 光二 市長	T V	安八町	堀 正 町長	T V
羽島市	松井 聡 市長	T V	揖斐川町	岡部 栄一 町長	T V
恵那市	小坂 喬峰 市長	T V	大野町	武藤 貞雄 副町長	T V
美濃加茂市	藤井 浩人 市長	T V	池田町	遠藤 一美 総務部長	T V
土岐市	水野 健治 市長公室長	T V	北方町	戸部 哲哉 町長	T V
各務原市	小鍋 泰弘 副市長	T V	坂祝町	林 英直 総務課長	T V
可児市	坪内 豊 企画部長	T V	富加町	板津 徳次 町長	T V
山県市	林 宏優 市長	T V	川辺町	佐藤 光宏 町長	T V
瑞穂市	森 和之 市長	T V	七宗町	加納 福明 町長	T V
飛騨市	都竹 淳也 市長	T V	八百津町	金子 政則 町長	T V
本巣市	藤原 勉 市長	T V	白川町	細江 茂樹 町長	T V
郡上市	青木 修 副市長	T V	東白川村	今井 俊郎 村長	T V
下呂市	山内 登 市長	T V	御嵩町	渡邊 公夫 町長	T V
海津市	横川 真澄 市長	T V	白川村	岩本 一也 総務課長	T V

2 各種団体

団体名	氏名等	団体名	氏名等
岐阜県医師会	河合 直樹 会長	岐阜県中小企業団体中央会	今井 哲夫 会長
岐阜県歯科医師会	阿部 義和 会長	岐阜県経済同友会	鈴木 良春 筆頭代表幹事
岐阜県薬剤師会	有川 幸孝 専務理事	岐阜県商店街振興組合連合会	日比野 豊 理事長
岐阜県病院協会	松波 英寿 副会長	岐阜県農業協同組合中央会	渡邊 健彦 専務理事
岐阜県看護協会	青木 京子 会長	大垣銀行協会	竹中 哲夫 公務金融部長
岐阜県観光連盟	瀧 修一 会長	日本政策金融公庫 岐阜支店	瀧 和人 支店長
岐阜県経営者協会	山口 嘉彦 会長	商工組合中央金庫 岐阜支店	前島 晋介 次長
岐阜県商工会議所連合会	村瀬 幸雄 会長	岐阜労働局	國江 尚弘 主任地方労働基準監察官
岐阜県商工会連合会	野原 茂基 専務理事		

3 専門家

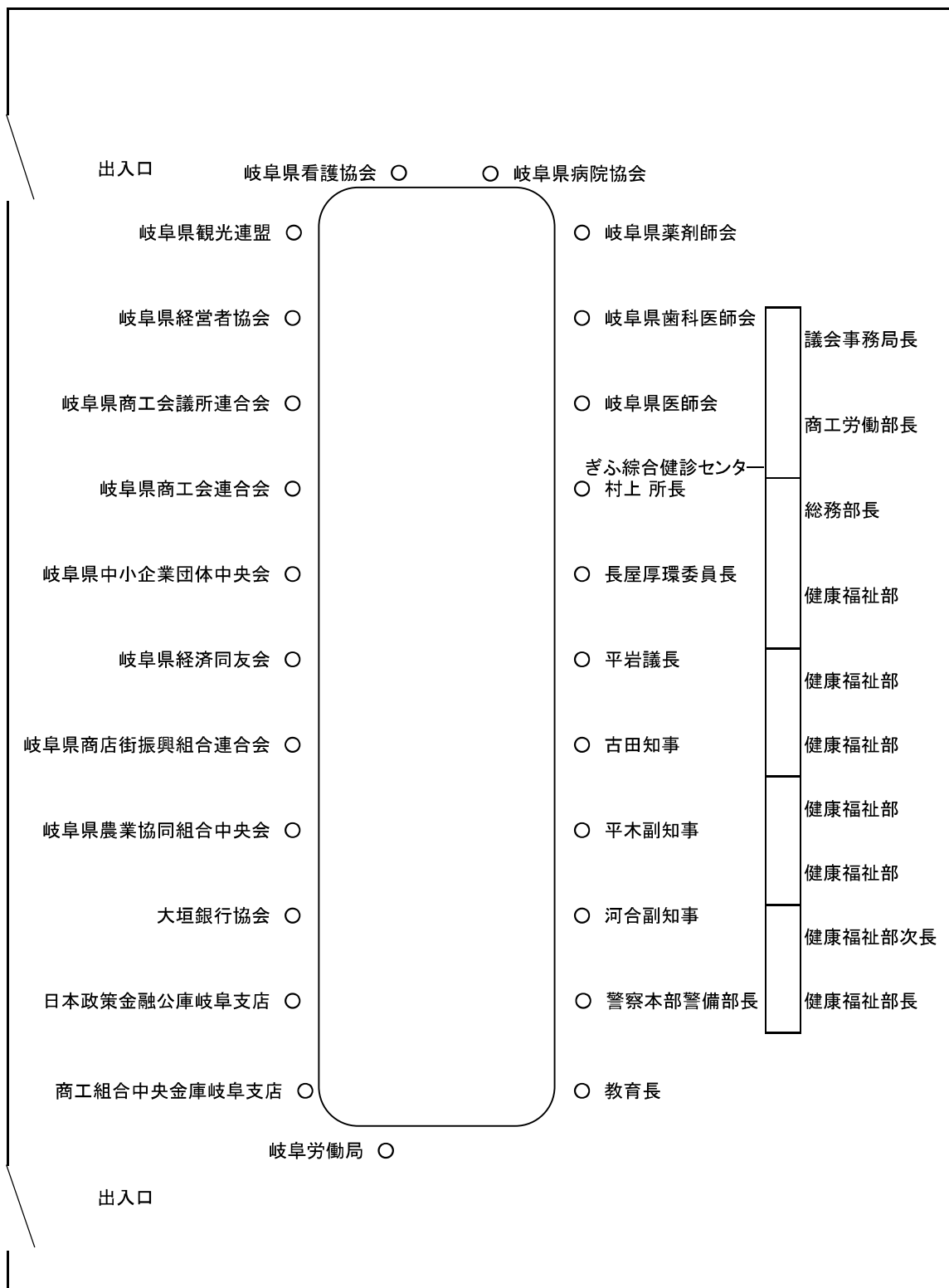
所属名	氏名等
ぎふ総合健診センター	村上 啓雄 所長

4 県

	氏名		氏名
知事	古田 肇	健康福祉部長	堀 裕行
議長	平岩 正光	子ども・女性局長	村田 嘉子
厚生環境委員会委員長	長屋 光征	商工労働部長	崎浦 良典
副知事	平木 省	観光国際局長	丸山 淳
副知事	河合 孝憲	農政部長	雨宮 功治
警察本部警備部長	佐名 健太	林政部長	高井 峰好
教育長	堀 貴雄	県土整備部長	大野 真義
会計管理者	北川 幹根	都市建築部長	野崎 眞司
参与	尾鼻 智	都市公園整備局長	舟久保 敏
総務部長	横山 玄	議会事務局長	山口 義樹
清流の国推進部長	長尾 安博	人事委員会事務局長	田中 誠司
デジタル推進局長	市橋 貴仁	監査委員事務局長	大脇 哲也
危機管理部長	内木 禎	労働委員会事務局長	樋口 博久
環境生活部長	渡辺 正信	健康福祉部次長	渡辺 幸司
県民文化局長	竈橋 智基		

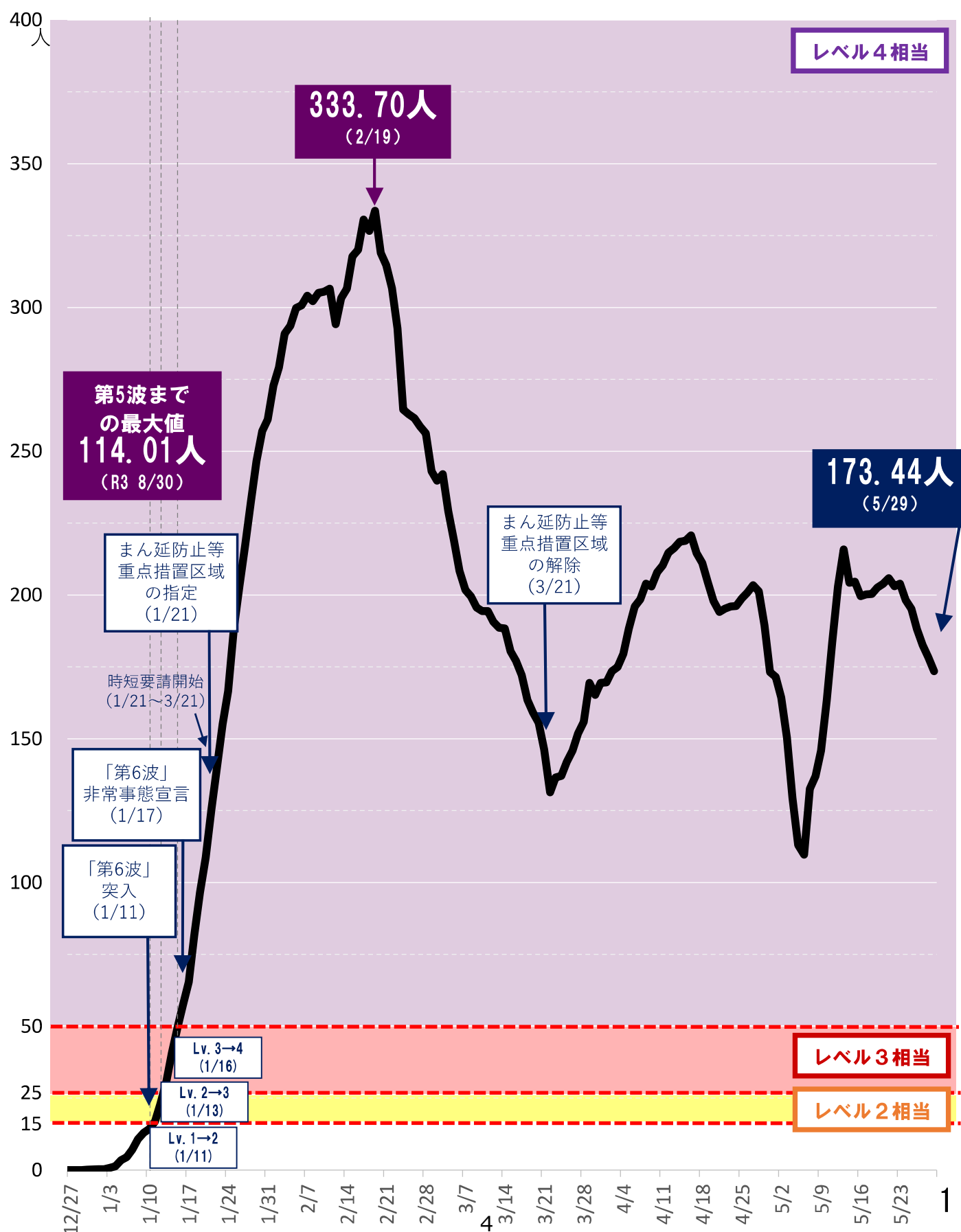
岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会(第44回) 対策本部本部員会議(第56回) 配席図

令和4年5月30日(月)11:00～
4階特別会議室

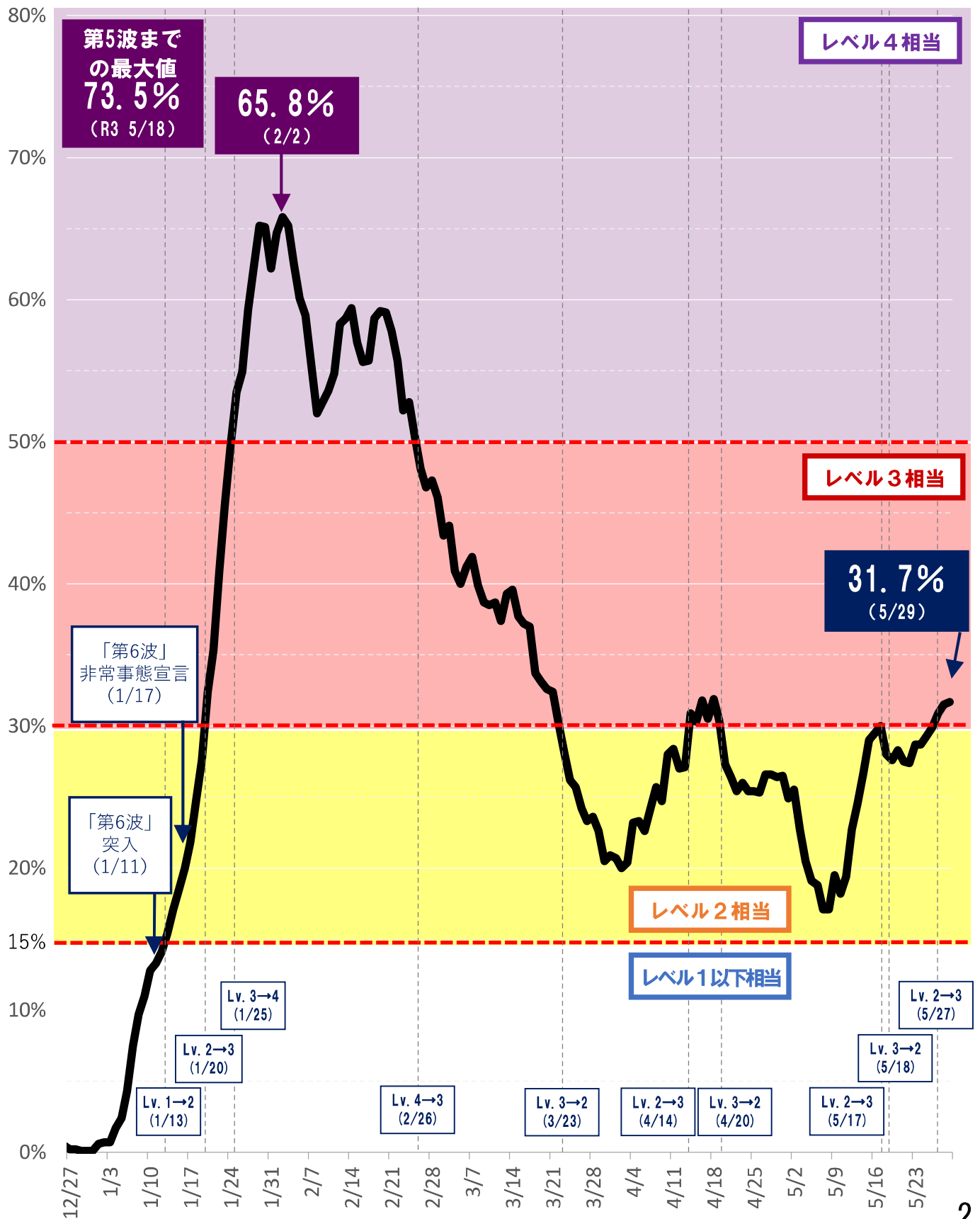


県の10万人あたり新規陽性者数 (7日間移動合計)の推移と県の対策

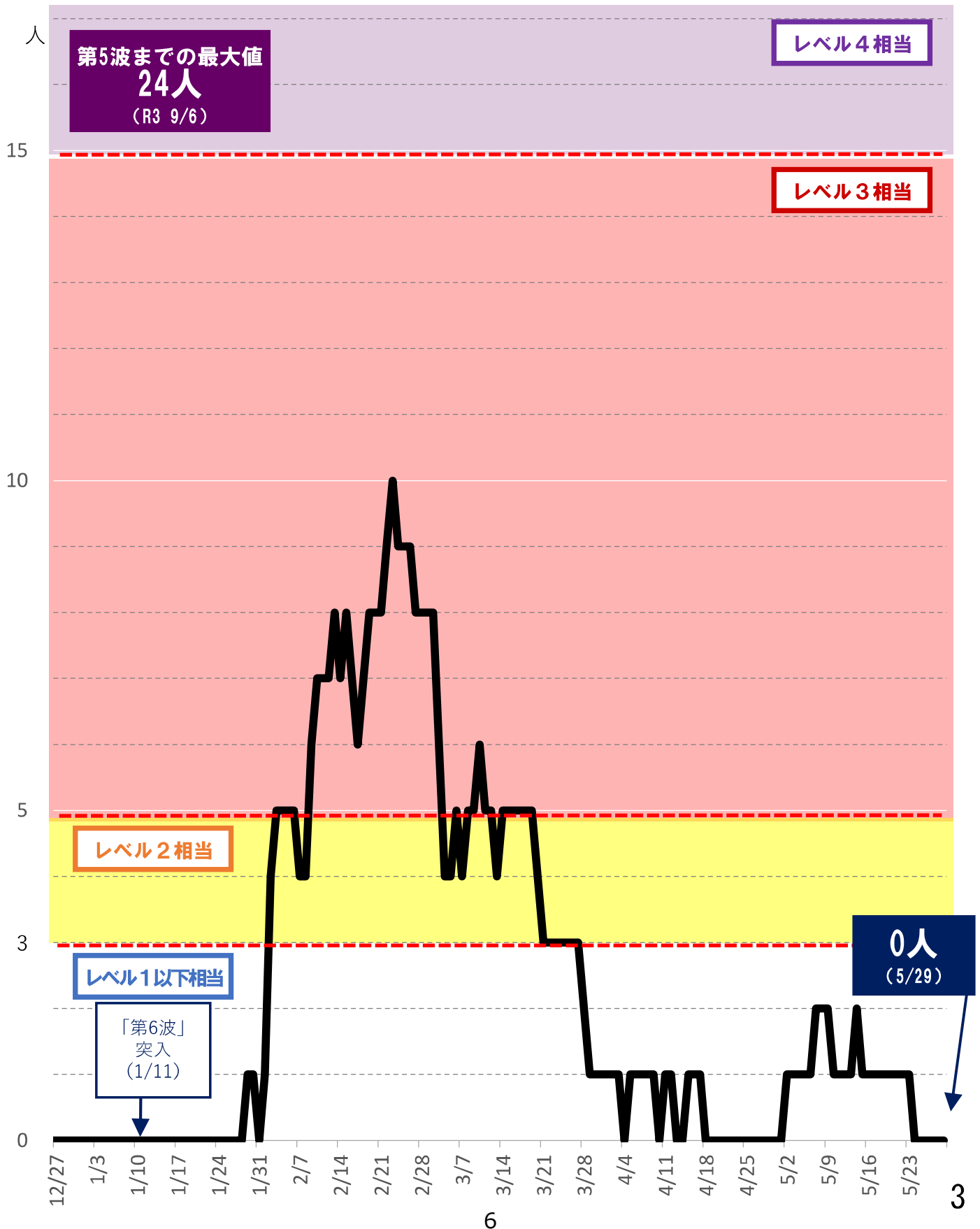
資料 1



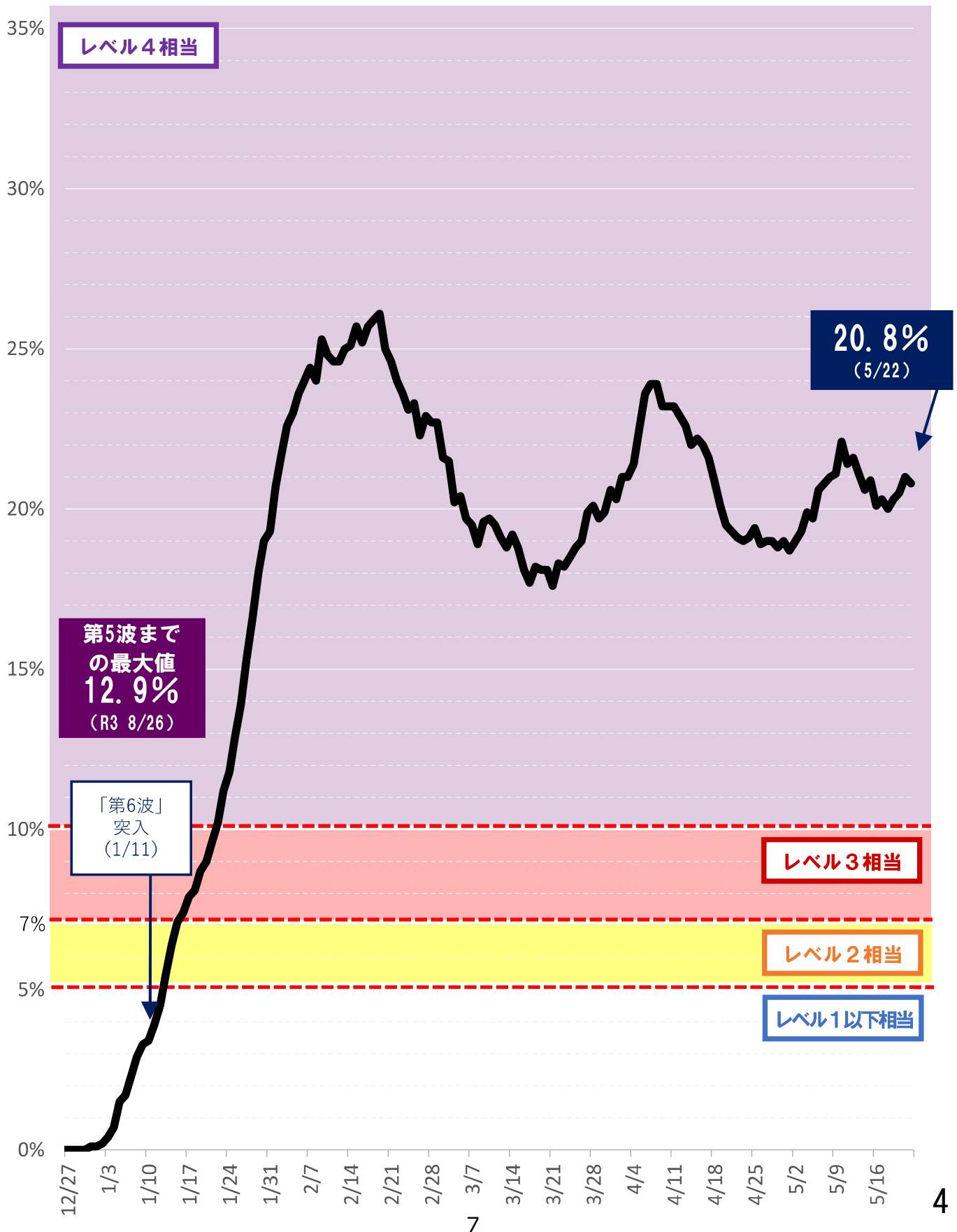
県の病床使用率の推移と対策



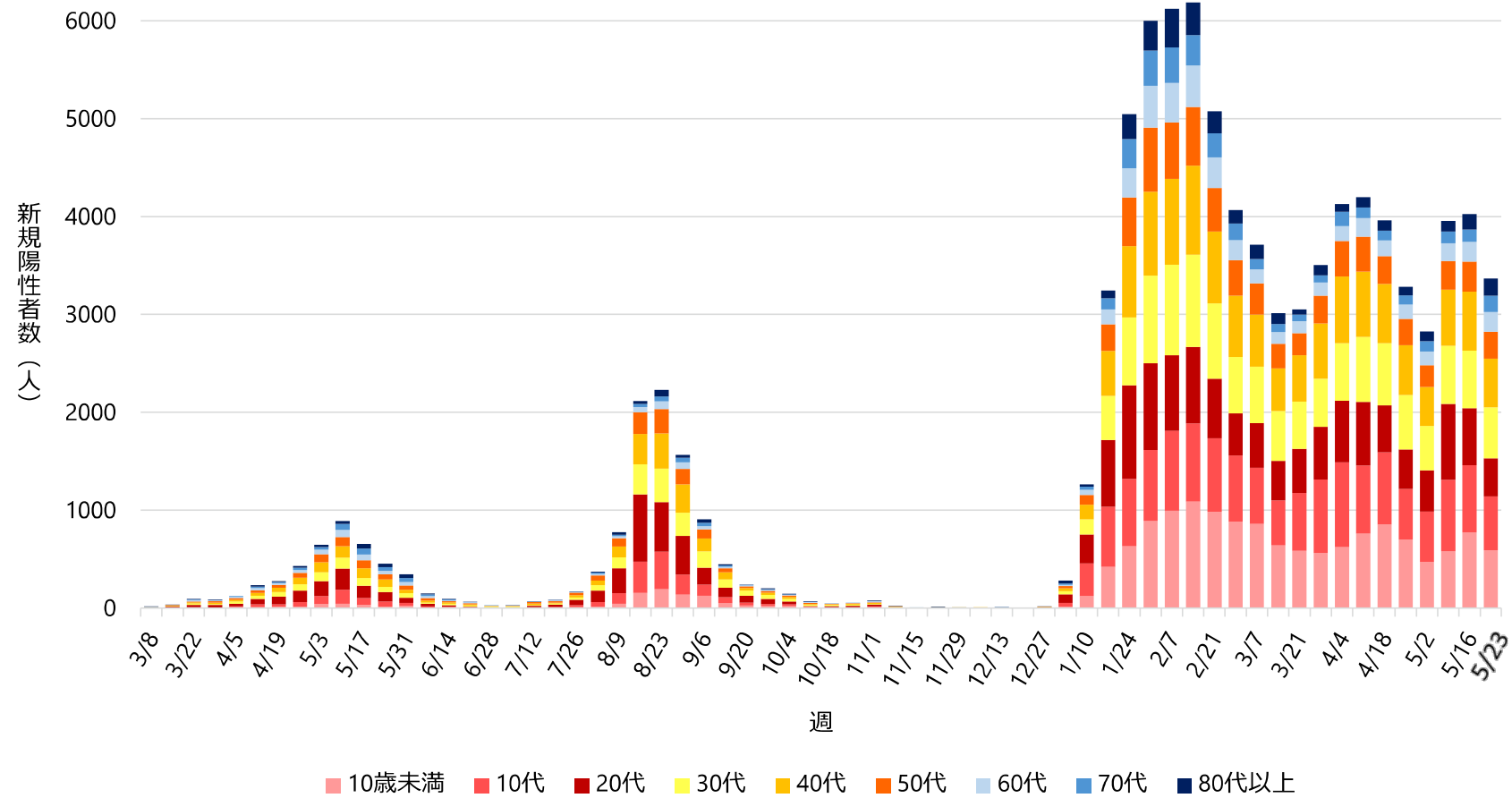
重症者数の推移と対策



陽性率（7日間移動平均）の推移と対策

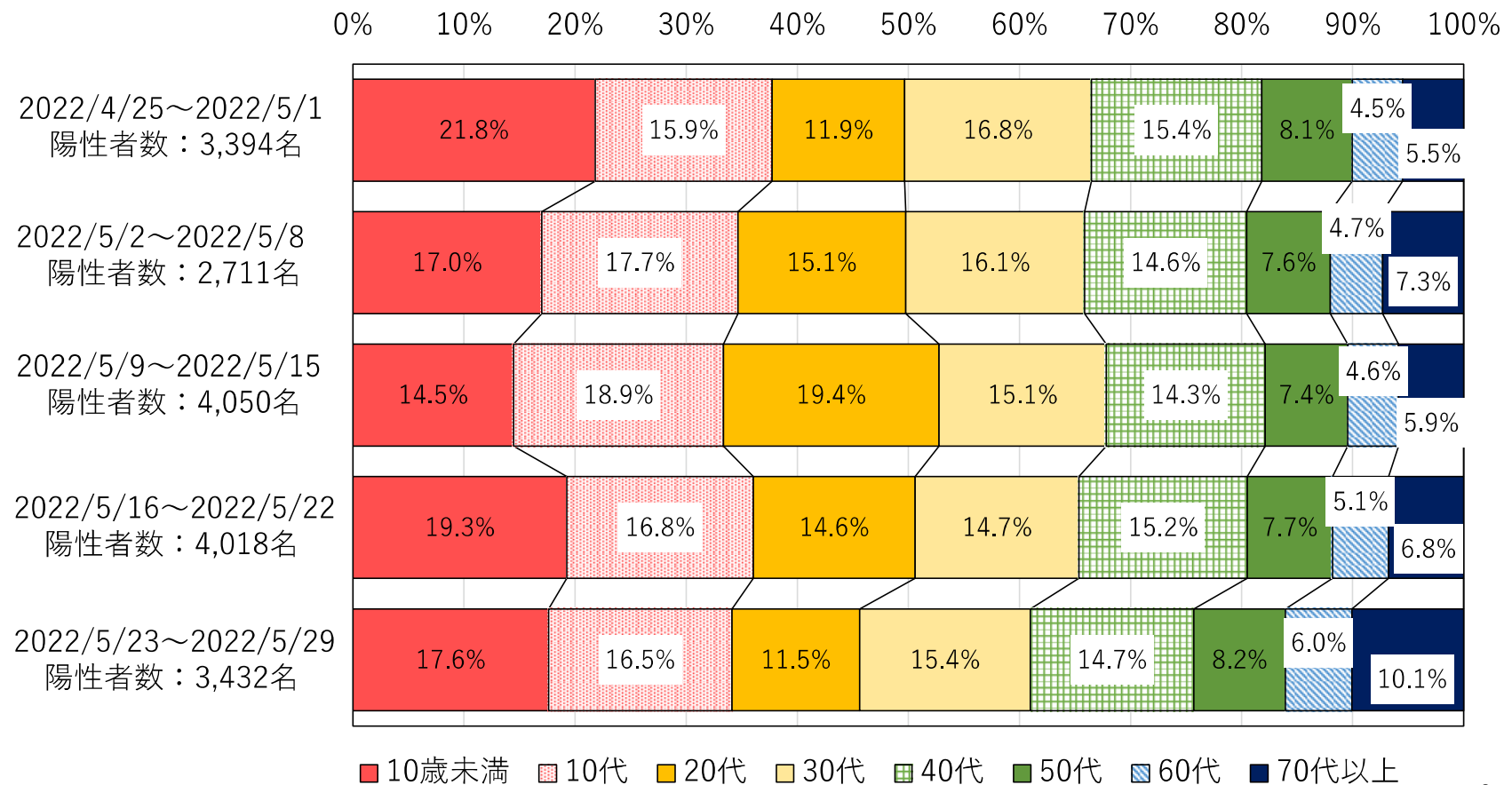


週別・年代別・新規陽性者数推移



直近の感染状況 年代別陽性者の割合

陽性者の1／3が10代以下、約半数が20代以下



直近の感染状況 死亡者、重症者について

各波の比較

5月29日時点

	第1波	第2波	第3波	第4波	第5波	第6波
陽性者数	150	480	4,037	4,615	9,653	80,188
重症者数	8	12	58	77	54	29
重症者（％）	5.33%	2.50%	1.44%	1.67%	0.56%	0.04%
死亡者数	7	3	105	72	32	115
死亡者（％）	4.67%	0.63%	2.60%	1.56%	0.33%	0.14%

第6波における死亡者

年代	死亡者数	基礎疾患あり	陽性者数	致死率
10歳未満	0	0	14,012	0%
10代	0	0	13,089	0%
20代	2	0	11,677	0.02%
30代	1	1	12,067	0.01%
40代	2	1	11,913	0.02%
50代	2	2	6,963	0.03%
60代	6	6	4,184	0.14%
70代	18	17	3,182	0.57%
80代	39	38	2,115	1.84%
90代	42	41	943	4.45%
100歳以上	3	3	43	6.98%
計	115	109	80,188	0.14%
うち59歳以下	7	4	69,721	0.01%
うち60歳以上	108	105	10,467	1.03%

第6波における重症者

年代	重症者数	基礎疾患あり	陽性者数	重症化率
10歳未満	1	1	14,012	0.01%
10代	0	0	13,089	0%
20代	2	1	11,677	0.02%
30代	0	0	12,067	0%
40代	4	2	11,913	0.03%
50代	5	4	6,963	0.07%
60代	5	5	4,184	0.12%
70代	6	6	3,182	0.19%
80代	6	6	2,115	0.28%
90代	0	0	943	0%
100歳以上	0	0	43	0%
計	29	25	80,188	0.04%
うち59歳以下	12	8	69,721	0.02%
うち60歳以上	17	17	10,467	0.16%

10

7

「ウィズ・コロナ」総合対策の 実施について

令和4年5月30日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

【新型コロナウイルスを取り巻く現状】

本県では、感染拡大「第6波」が下がりきらないまま、減少と増加を繰り返し、今なお高い感染水準で推移しています。また、変異を続けるオミクロン株の圧倒的な感染スピードと感染規模を踏まえると、これをゼロに抑え込むことは容易ではありません。

こうした中で、間もなく本格的な夏を迎えることとなります。熱中症にも注意しつつ、「重症化リスク」の高い高齢者などに重点化し、「県民の命を守る」体制整備と通常の医療の維持を最優先しながら社会経済活動とのバランスを図ってまいります。そして、前回対策で決定したとおり、1日あたり新規陽性者数が1週間平均700人を超える再拡大時には、速やかに行政検査を重症化リスクの高い方に重点化するなど、優先順位を一段と徹底して対応します。

【「ウィズ・コロナ」総合対策】

こうした考え方のもと、以下の取組みを「ウィズ・コロナ」総合対策として進めます。

- ① 基本的な感染防止対策を徹底・継続しつつ社会経済活動の回復を進める「感染防止と社会経済活動の両立」
- ② 感染再拡大時においても、通常医療の維持に加え、高齢者などの「ハイリスクの方を守る体制整備」
- ③ 新型コロナにより大きな影響を受けている県民生活や事業活動を支援する「緊急対策」

しかしながら、「ウィズ・コロナ」とは、漫然とコロナと共存するということではありません。感染対策を適切に講じつつ、社会経済活動もしっかりと進めていくことが大切です。

県民、事業者の皆様におかれましても、一人ひとりが改めて基本的な感染防止対策を徹底していただいたうえで、日々の様々な活動に取り組んでいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

対策のポイント（新規追加部分）

＜感染防止と社会経済活動の両立＞

○基本的な感染防止対策

- ・感染防止に向けた有力な武器として、マスクについては、国の基本的対処方針に沿って人との距離（2m以上）や会話の有無により、メリハリをつけて着用（マスクを着用できればより安全であるが、外すことも賢く行う）

	人との距離が確保できる		人との距離が確保できない	
	屋内	屋外	屋内	屋外
会話を行う	着用推奨※	必要なし	着用推奨	着用推奨
会話をほとんど行わない	必要なし	必要なし	着用推奨	必要なし

※十分な換気など感染防止対策を講じている場合は、外すことも可

- ・夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「必要なし」の場面ではマスクを外すことを推奨

○飲食

- ・エアロゾル感染（空中に浮遊するウイルスを吸い込んだ結果感染すること）の防止を一段と強化するため、飲食店に対する換気設備工事（これに付随する空気清浄機の購入含む）の支援制度を創設

○観光

- ・県内観光割引「ほっと一息、ぎふの旅」キャンペーン（ブロック割）を6月末まで延長
- ・国が行うインバウンド再開に向けた訪日観光実証事業に協力（県内では高山市、中津川市、白川村を来訪）
- ・今後、国において添乗員付きのパッケージツアーに限定した外国人観光客の入国再開が進められることに対応して、上記実証事業を踏まえ、感染防止対策を徹底した受入体制について準備・検討

＜ハイリスクの方を守る体制整備＞

○ワクチン追加接種（４回目）

- ・重症化予防の観点から、希望する60歳以上の方や基礎疾患のある方などに対する4回目接種を、5月25日以降、準備が整った市町村から順次開始
- ・県内2箇所（岐阜、西濃）において、県大規模接種会場の開設（7月）に向けた準備に着手。他圏域についてはニーズに応じて検討

○福祉施設

- ・感染の早期発見のため、施設職員に対する予防的検査を6月末まで継続
- ・施設内での感染拡大を防ぐため、平時及び感染発生初動時の対応について、県においてチェックリストを作成。これを各施設が確実に実行できるよう初動訓練実施を要請
- ・施設内療養者の医療支援を確保するため、施設の協力医療機関、地域の医療機関の登録を推進

○後遺症、ワクチン副反応などへの対応

- ・高い専門性と横断的な診療体制を生かし、岐阜大学医学部附属病院において、新型コロナウイルス感染後の後遺症に悩む患者に対する専門外来を実施
- ・ワクチン接種後の副反応などに対し、かかりつけ医などと県内中核病院との連携による受診・相談体制を維持するとともに、岐阜大学医学部附属病院による専門的知見からの医療機関へのサポートを実施

＜緊急対策＞

※全体像は別添参照

コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、負担軽減など、きめ細かに支援

○生活者への支援

- ・市町村とも連携し、生活困窮者に対する生活支援や学校給食費などの負担軽減のほか、求職者などへの就労支援などを実施

○事業者への支援

- ・事業者に対する事業継続への支援や原・燃料費などの高騰に対する負担軽減のほか、再生可能エネルギー設備の導入に対する支援などを実施

対策の詳細

1 感染防止と社会経済活動の両立

(1) 基本的な感染防止対策

- ・ これまで同様、「基本的感染防止対策」の徹底を継続。
 - ✓ マスク着用※ (不織布マスクで隙間なくフィット)
 - ✓ 手指衛生 (頻繁な手洗い、消毒)
 - ✓ 密回避 (密閉・密集・密接のどれか一つでも回避)
 - ✓ こまめに換気 (換気扇の常時稼働や窓・扉の開放による1時間に2回以上の換気)
 - ✓ 体調管理 (体調不良時は出勤・出張・通学・部活・旅行・レジャーを含む全ての行動をストップし、医療機関を受診)

※マスク着用に関する考え方

- ・ 感染防止に向けた有力な武器として、マスクについては、国の基本的対処方針に沿って人との距離(2m以上)や会話の有無により、メリハリをつけて着用(マスクを着用できればより安全であるが、以下の場面では外すことも賢く行う)。
 - 屋外で人との距離がある(ランニング、密にならない外遊びなど)
 - 屋外で人との距離はないが、会話をほとんど行わない(徒歩での通勤など)
 - 屋内で人との距離があり、会話をほとんど行わない
- ・ 夏場については、熱中症防止の観点から、上記の屋外の場面ではマスクを外すことを推奨。
- ・ 2歳未満(乳幼児)は、マスク着用を奨めない。
- ・ 本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることのないよう注意。

※学校などにおけるマスク着用の考え方

- ・ 夏場を迎えるにあたり、児童生徒との間隔や会話の有無に留意し、以下のマスク着用が不要な場面を改めて周知。
 - 体育の授業(屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館などを含む)
 - 運動部活動(体育の授業に準じつつ、各競技団体作成のガイドラインも踏まえて対応)
 - 夏場の登下校時(熱中症対策を優先。公共交通機関利用の場合は着用)
- ・ 2歳以上の未就学児には、人との距離に関わらず、マスク着用を一律には求めない(幼稚園・保育所などで一時的に推奨していた着用方針を解除)。

- ・ 特に、感染事例が多く見受けられる「5つの場面」に注意。

場面1	飲酒を伴う懇親会など（注意力が低下、大声になりやすい）
場面2	大人数や長時間の飲食（2次会・3次会、深夜のはしご酒など）
場面3	マスクなしでの会話（車やバスでの移動の際も要注意）
場面4	狭い空間での共同生活（寮の部屋やトイレなど共用部分に注意）
場面5	居場所の切り替わり（休憩室、更衣室、喫煙室などは要注意）

（２）飲食・移動

- ・ マスク会食（食事は静かに、会話時はマスク着用）を徹底。
- ・ 旅行、レジャーに際しては、出発前には薬局などにおける無料検査を活用するなど、移動中・移動先においても、「基本的な感染防止対策」を徹底。
- ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用は避け、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー取得店舗（第三者認証店）」の利用を徹底。
- ・ エアロゾル感染（空中に浮遊するウイルスを吸い込んだ結果感染すること）の防止を一段と強化するため、飲食店に対する換気設備工事（これに付随する空気清浄機の購入含む）の支援制度を創設。

（３）職場

- ・ のどの痛みや発熱など、少しでも体調が悪い場合は、「休む」「休ませる」対応を徹底。
- ・ あらゆる事業所で、マンパワー不足を想定したBCP（事業継続計画）を再確認。未策定の場合は、早急に策定。
- ・ 事業所ごとに「ぎふコロナガード」（感染対策を監視し、健康状態を確認する責任者）を指定し、全従業員への教育と現場点検を徹底。
- ・ 業種別ガイドラインを遵守。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤などにより、人との接触機会を低減。

（４）観光

- ・ 県内観光割引「ほっと一息、ぎふの旅」キャンペーン（ブロック割）を6月末まで延長。
- ・ 国が行うインバウンド再開に向けた訪日観光実証事業に協力。
（県内では高山市、中津川市、白川村を来訪）
- ・ 今後、国において添乗員付きのパッケージツアーに限定した外国人観光客の入国再開が進められることに対応して、上記実証事業を踏まえ、感染防止対策を徹底した受入体制について準備・検討。

2 ハイリスクの方を守る体制整備

(1) ワクチン追加接種（4回目）

- ・ 重症化予防の観点から、希望する60歳以上の方や18歳以上で基礎疾患のある方などに対する4回目接種を、5月25日以降、準備が整った市町村から順次開始。
- ・ 特に都市部の接種を補完するため、県内2箇所（岐阜、西濃）において、県大規模接種会場の開設（7月）に向けた準備に着手。他圏域についてはニーズに応じて検討。

(2) 福祉施設

- ・ 感染の早期発見のため、施設職員に対する予防的検査を6月末まで継続。
- ・ 施設内での感染拡大を防ぐため、平時及び感染発生初動時の対応について県においてチェックリストを作成。これを各施設が確実に実行できるよう初動訓練実施を要請。
- ・ 施設内療養者の医療支援を確保するため、施設の協力医療機関、地域の医療機関の登録を推進。

(3) 後遺症、ワクチン副反応などへの対応

①新型コロナの後遺症への対応

- ・ 高い専門性と横断的な診療体制を生かし、岐阜大学医学部附属病院において、新型コロナウイルス感染後の後遺症に悩む患者に対する専門外来を実施。

②ワクチン接種後の副反応などへの対応

- ・ ワクチン接種後の副反応などに対し、かかりつけ医などと県内中核病院との連携による受診・相談体制を維持。
- ・ 加えて、岐阜大学医学部附属病院による、専門的な知見からの医療機関へのサポートを実施。

(4) 療養・検査体制及び感染再拡大時の対応方針 ※別添1を参照

3 緊急対策

※全体像は別添2を参照

コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、負担軽減など、きめ細かに支援。

(1) 生活者への支援

市町村とも連携し、生活困窮者に対する生活支援や学校給食費などの負担軽減のほか、求職者などへの就労支援などを実施。

○低所得のひとり親世帯への給付金の支給

- ・ 低所得のひとり親世帯に対し、児童一人当たり一律5万円の給付金を支給（市分の低所得のひとり親世帯に対しては市が支給。また、市町村は住民税均等割非課税世帯の子育て世帯に対しても支給）。

○学校などにおける給食費の負担軽減

- ・ 県立学校、私立小中高等学校、私立幼稚園、私立保育所などに対し、原油価格・物価高騰による給食費の増額分を支援（公立の小中学校、保育所などは設置者（市町村）において対応を検討）。

○求職者への総合的な求職支援

- ・ 原油価格・物価高騰による業績悪化に伴う失業者などの心理面や求職を支援する、メンタルカウンセリングを実施するほか、合同企業説明会を開催。

(2) 事業者への支援

事業者に対する事業継続への支援や原・燃料費などの高騰に対する負担軽減のほか、再生可能エネルギー設備の導入に対する支援などを実施。

○地場産業に対する原油価格・物価高騰への支援

- ・ 原油価格・物価高騰の影響を受ける地場産業に対し、一律10万円の支援金を支給。

○地域公共交通事業者への燃料高騰への支援

- ・ 原油価格の高騰により影響を受けている地方鉄道事業者・広域バス路線事業者・タクシー事業者に対し、燃料価格上昇相当分を支援。

○再生可能エネルギー設備導入への支援

- ・ 電力価格の高騰による県内企業への影響を踏まえ、太陽光発電設備やEMS、蓄電設備の導入経費を支援するとともに、県民向けの啓発を強化。

療養・検査体制及び感染再拡大時の対応方針

(1) 療養・検査体制

①療養体制

- ・ 病床 894 床、宿泊療養施設 1,998 床、臨時医療施設 40 床（最大 82 床）、合計で最大 2,974 床を維持。
- ・ 病院、宿泊療養施設、自宅療養の役割分担による適切な療養体制を継続。
- ・ 退院基準を満たした後も治療が必要な患者を受け入れる「後方支援病床」131 床を確保。関係者間で受入条件などの情報共有を徹底し、効率的に運用。

②自宅療養者支援体制

- ・ 県、岐阜市、看護協会からなる「自宅療養者支援チーム」により、自宅療養者の健康フォローアップ、食料・生活必需品の提供などの支援を実施。
- ・ 全市町村において、県との連携による安否確認や生活物資配送（運送業者ひっ迫時）を実施するほか、状況に応じ市町村独自支援を検討、実施。
※独自支援の取組み事例：食料品・オムツなど日用品の提供、買い物代行、相談窓口設置
- ・ 自宅療養者の症状悪化時には、医師会、訪問看護ステーション連絡協議会、薬剤師会と連携し、適切な医療を提供。
- ・ 協力医療機関(544 機関)、歯科医療提供体制など自宅療養支援体制を堅持。

③検査体制

- ・ 県、市及び診療・検査医療機関による検査体制 17,535 件／日を確保。
- ・ 感染不安を感じる無症状の方が、薬局などにおいて無料検査を受けられる体制を 181 か所確保（6 月末まで期限を延長）。
- ・ 小学校、幼稚園、福祉施設、保育所などの職員に対する予防的検査を実施（6 月末まで期限を延長）。

(2) 感染再拡大時の対応方針

①エビデンスに基づく保健所体制の重点化

1 日あたりの新規陽性者数が 1 週間平均 700 人を超えた場合、以下のとおり対応

- ・ 同居家族が感染した際、高齢者、基礎疾患を有する方など、リスクの高い方については行政検査を徹底。

- ・ 高齢者などを多く抱える医療機関、福祉施設においては、濃厚接触者の特定、検査の実施を徹底。
- ・ 10代以下の重症化率は極めて低いことから、学校、幼稚園、保育所などについて検査は基本行わず感染者数などに応じて休校などを施設ごとに判断。
- ・ 事業所については、各事業所において対応。（発熱など症状があれば休める体制の構築を強く要請。）

②自宅療養支援の重点化

1日あたりの新規自宅療養者数が千人を超えた場合、以下のとおり対応

- ・ 健康観察については、重症化リスクの高い方に重点化。
- ・ 食料品、日用品については、家族全員が陽性の場合や1人暮らしの方など外出が困難な場合などに配布。（併せて、食料品などの備蓄を呼びかけ。）

③イベントなどにおけるワクチン接種歴、陰性の検査結果の活用

1日あたりの新規陽性者数が1週間平均700人を超えた場合、以下のとおり対応

- ・ 全国からの参加者が想定される県主催のイベント、県有施設を活用したイベントであって、マスクを外す可能性のあるものについて、参加者・利用者などの「3回ワクチン接種歴」又は「陰性の検査結果」の確認を実施。
- ・ 市町村や民間事業者にも同様の対応を呼びかけ。

④学校における対応

1日あたりの新規陽性者数が1週間平均700人を超えた場合、以下のとおり対応

<高等学校>

- ・ 以下のとおり速やかに対応。
 - ✓ 陽性者が1名判明した時点で、一時的に学級閉鎖。
 - ✓ 学校が直ちに自宅待機要請者を特定し、自宅待機（出席停止）。
 - ✓ さらに、感染の拡大状況に応じて、学級閉鎖の継続・解除。
 - ✓ 部活動も同様の基準で、部活動を停止。
 - ✓ なお、学級閉鎖中の当該学級に在籍する無症状者（自宅待機要請者除く）は、陰性確認を条件に、部活動公式大会への参加を認める。

<特別支援学校>

- ・ 高等学校の基準を踏まえつつ、児童・生徒の状況に応じて柔軟に対応。

<小中学校、幼稚園、保育所など>

- ・ 高等学校の基準を踏まえつつ、各施設の実情に応じて判断。

緊急対策

1 コロナ禍における原油価格・物価高騰対応

(1) 生活者への支援対策

コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰などに直面する生活困窮者などに対する生活支援や学校給食費などの負担軽減のほか、求職者などへの就労支援などを実施

①生活に困っている方々への給付金などの支給

○低所得のひとり親世帯への給付金の支給

低所得のひとり親世帯に対し、児童一人当たり一律5万円の給付金を支給（市分の低所得のひとり親世帯に対しては市が支給。また、市町村は住民税均等割非課税世帯の子育て世帯に対しても支給）

○緊急小口資金・住居確保給付金などの確保

収入減があった世帯を対象とした貸付金及び、貸付制度を利用できない世帯への支援金のほか、住居を失うおそれが生じている方への給付金について、申請受付期間の延長に伴う所要額を確保

○家計急変した世帯への私立高校などの授業料を支援

保護者の失業などによる家計急変により、私立高校などの授業料納付が困難になった生徒に対する授業料軽減補助の単価を引き上げ

②生活に困っている方々への支援体制の強化

○生活困窮者への支援体制の強化

地域の実情に応じた官民連携による生活困窮者を支援するプラットフォームを新たに設置するとともに、民間団体などの活動に対し支援

○住宅確保要配慮者に対する相談体制の強化

原油価格・物価高騰の影響により民間賃貸住宅への入居が困難な方の相談体制を強化するため、居住支援法人に対し情報通信機器などの購入経費を支援

③学校給食の負担軽減措置

○学校などにおける給食費の負担軽減

県立学校、私立小中高等学校、私立幼稚園、私立保育所などに対し、原油価格・物価高騰による給食費の増額分を支援（公立の小中学校、保育所などは設置者（市町村）において対応を検討）

④求職者などに対する就労支援

○求職者への総合的な求職支援

原油価格・物価高騰による業績悪化に伴う失業者などの心理面や求職を支援する、メンタルカウンセリングを実施するほか、合同企業説明会を開催

○生活困窮者に対する就労支援の強化

原油価格・物価高騰の影響による生活困窮者に対する就労相談体制を強化するため、県社会福祉協議会に配置している就労支援員を増員

○就労系障害福祉サービス事業への支援

利用者の賃金・工賃を確保するため、原油価格・物価高騰の影響により生産活動が停滞し減収となっている事業所を支援

（２）事業者への支援対策

コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰などによる影響を受ける事業者に対する事業継続への支援や燃料費などの高騰に対する負担軽減のほか、再生可能エネルギー設備の導入に対する支援などを実施

①原油価格・物価高騰の影響を受けた事業者への事業継続・事業転換支援

○原油価格・物価高騰に対応した融資枠の創設

原油価格・物価高騰の影響を受ける中小企業向けの県制度融資を創設するとともに、融資を受ける際の信用保証料を全額支援

○地場産業に対する原油価格・物価高騰への支援

原油価格・物価高騰の影響を受ける地場産業に対し、一律１０万円の支援金を支給

○事業転換や新商品開発に必要な設備導入などへの支援

小規模事業者が取り組む事業・業態転換や、地場産業事業者が取り組む新商品開発に必要な設備の導入などの支援について、原油価格・物価高騰対策枠を創設して拡充

②燃料価格高騰への負担軽減

○施設園芸農家に対する燃油価格高騰への支援

燃油価格が基準を上回った場合に補てん金を交付する、国の制度に加入する農家に対し、価格高騰分のうち農家の負担分を全額支援

○地域公共交通事業者に対する燃料高騰への支援

原油価格の高騰により影響を受けている地方鉄道事業者・広域バス路線事業者・タクシー事業者に対し、燃料価格上昇相当分を支援

○持続可能な地域物流モデルの構築を支援

県内工業団地などと運送事業者による共同輸配送サービス機能を構築するとともに、参加する製造事業者に対し原油価格高騰による輸送費を支援

○一般公衆浴場への支援

燃料価格の高騰により影響を受ける一般公衆浴場に対して、価格上昇分を支援

③原材料価格高騰への負担軽減

○畜産農家に対する配合飼料価格高騰への支援

配合飼料価格が基準を上回った場合に補てん金を交付する国の制度に加入し、配合飼料の使用量削減に取り組む農家に対し、価格高騰分のうち農家の負担分の一部を支援

○畜産農家への自給飼料生産設備導入への支援

配合飼料価格の高騰に対応するため、自給飼料の生産に要する設備の導入を支援

○県産材利用拡大支援

県産木材の高騰に対応するため、県内工務店に対し県産木材の使用量に応じ価格高騰分を支援

④再生可能エネルギー設備などの導入経費への支援

○再生可能エネルギー設備導入への支援

電力価格の高騰による県内企業への影響を踏まえ、太陽光発電設備やEMS、蓄電設備の導入経費を支援するとともに、県民向けの啓発を強化

○施設園芸農家などの省エネ設備導入への支援

燃油価格が基準を上回った場合に補てん金を交付する、国の制度への加入を促進するため、加入要件となる省エネ設備の導入を支援

○森林サービス産業事業者の省エネ設備導入への支援

原油価格・物価高騰の影響を軽減するため、既存設備から省エネ効果の高い設備への改修を支援

⑤その他の支援

○サプライチェーン対策などの生産設備導入の支援

県内企業が海外から国内生産に切り替えるための設備導入補助金について、原油価格・物価高騰対策として拡充

○農畜水産物などの輸出拡大に向けた経費への支援

資材費などの価格高騰が経営を圧迫する中、円安を契機として輸出を拡大するために必要な商品改良や商談費用などを支援

○農福連携商品を販売する事業者への支援

資材費など的高騰により生産コストが増加する中、農福連携に取り組む事業者の販売力強化のため、加工・販売施設の整備費を支援

○県産材の供給拡大に必要な設備導入への支援

国際情勢などによる外国産材の供給不足に伴う国産材の急速な需要拡大に対応するため、木材加工事業者の木材乾燥機の導入や、林業事業者の高性能林業機械の導入などを支援

○電子観光クーポン「ぎふ旅コイン」による地域観光支援

原油価格・物価高騰の影響を受けた観光産業の回復に向け、電子観光クーポン「ぎふ旅コイン」の対象事業を拡充

○県内バス事業者への商品造成などへの支援

原油価格・物価高騰の影響を受ける、県内バス事業者が企画する交通代金付商品の造成・販売促進などの取組みに対し支援

○オミクロン株の影響により売上が減少した事業者への支援

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う影響により、売上が15%以上減少した事業者に対する支援金を確保

2 新型コロナウイルス感染症対策

○病床・宿泊療養施設・後方支援病床の確保

受入病床や宿泊療養施設の確保に加え、感染症患者の受入れ医療機関に対する協力金を確保

○医療機関における院内感染防止などへの支援

院内感染防止対策に必要な設備整備や、院内感染が発生した医療機関の再開・継続のための消毒や設備整備を支援

○飲食店における感染拡大防止策の強化

第三者認証取得店又は取得予定店による、換気設備工事費や空気清浄機の購入経費を支援

屋外・屋内でのマスク着用について

- マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要です。
一人ひとりの行動が、大切な人と私たちの日常を守ることに繋がります。
- 屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、
距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、
マスクを着用する必要はありません。
- 屋内では、人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ
会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**



【屋外】

距離が確保できる

距離が確保できない

会話を

マスク必要なし



マスク着用推奨

会話を
ほとんど
行わない

マスク必要なし



公園での散歩やランニング、サイクリングなど

マスク必要なし



徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面

【屋内】

距離が確保できる

距離が確保できない

会話を

マスク着用推奨



マスク着用推奨

会話を
ほとんど
行わない

マスク必要なし



マスク着用推奨

通勤ラッシュ時や人混みの中
では**マスクを着用しましょう**

高齢の方と会う時や病院に行く時は、**マスクを着用しましょう。**

体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。

夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

マスクに
関するQ&A



子どものマスク着用について



人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合においては、マスクを着用する必要はありません。また、就学前のお子さんについては、マスク着用を一律には求めています。



就学児について

（小学校から高校段階）

マスク着用の必要がない場面

屋外



- ・ 人との距離が確保できる場合
 - ・ 人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞ 離れて行う運動や移動、
鬼ごっこなど密にならない外遊び
＜例＞ 屋外で行う教育活動（自然観察・写実活動等）

屋内

- ・ 人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞ 個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

学校生活

屋外の運動場に限らず、

プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際

※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう

※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の

就学前児について

2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めています。マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。

気をつける
ポイント

▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要な場面では、マスクを外すことを推奨します。

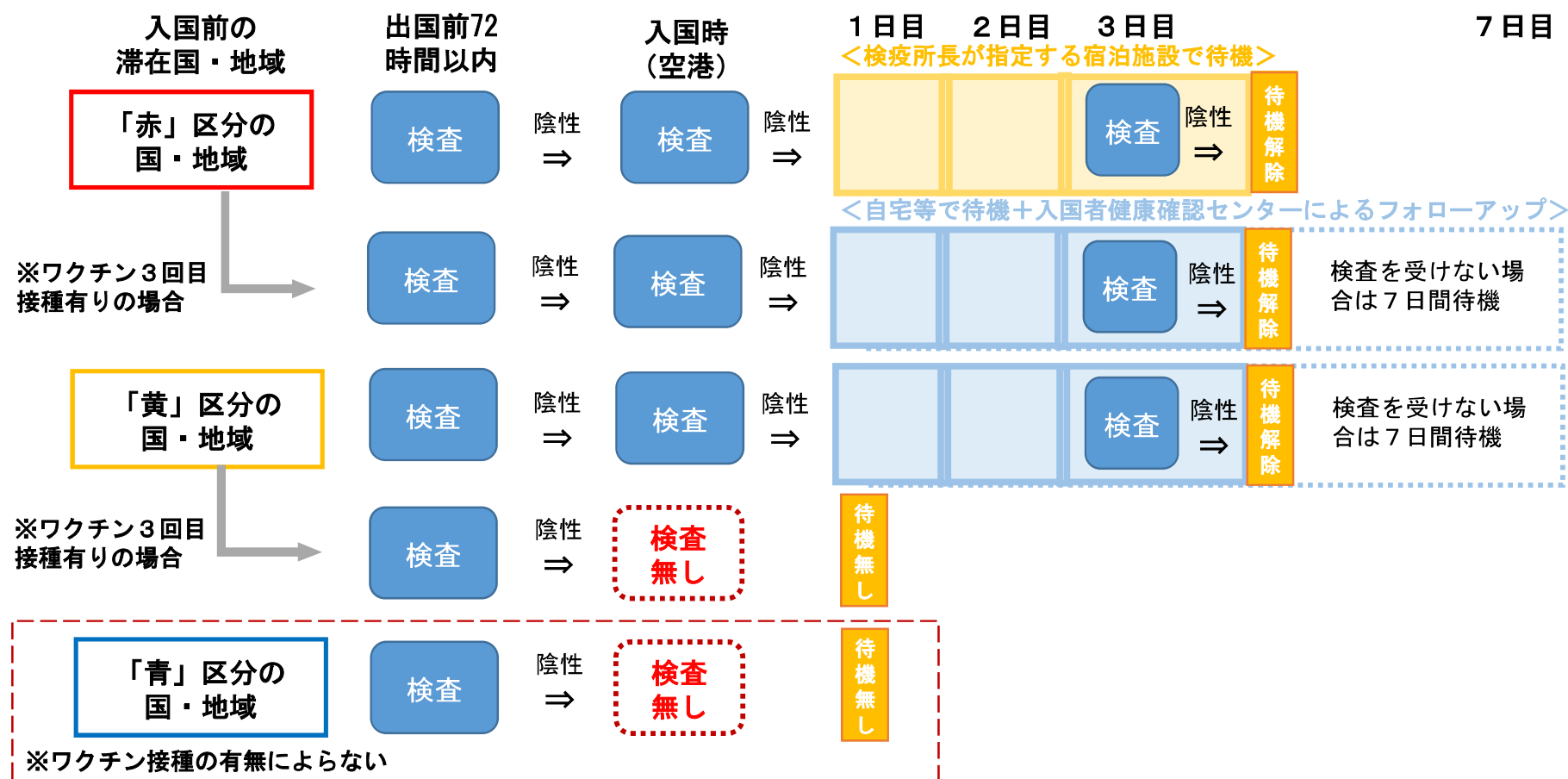
▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。

※その他地域の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。



水際対策の見直しについて

- オミクロン株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、**各国・地域からの流入リスクを総合的に勘案し、入国時検査や入国後待機期間を見直す。**
- 入国者総数の上限について、現在の1日10,000人を目途を、**1日20,000人を目途に引き上げる。**



水際対策強化に係る新たな措置(28)に基づく国・地域の区分について 令和4年5月26日時点

	アジア・大洋州	北米	中南米	欧州	中東・アフリカ
赤 4 か国・地域	パキスタン、フィジー			アルバニア	シエラレオネ
黄 99 か国・地域	インド、北朝鮮、キリバス、クック諸島、サモア、スリランカ、ソロモン諸島、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ネパール、バヌアツ、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マーシャル諸島、マカオ、ミクロネシア、モルディブ		アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、ガイアナ、キューバ、グレナダ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、バハマ、バルバドス、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ホンジュラス	アンドラ、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、コソボ、サンマリノ、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、バチカン市国、ベラルーシ、ポルトガル、マルタ、モルドバ、リヒテンシュタイン	アンゴラ、イエメン、エジプト、エスワティニ、エリトリア、オマーン、カーボベルデ、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、クウェート、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、サントメ・プリンシペ、シリア、ジンバブエ、スーダン、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、チャド、中央アフリカ共和国、チュニジア、トーゴ、トルコ、ナミビア、ニジェール、西サハラ、パレスチナ、ブルキナファソ、ブルンジ、ボツワナ、マリ、モーリシャス、モーリタニア、リビア、リベリア、レソト、レバノン
青 98 か国・地域	インドネシア、オーストラリア、韓国、カンボジア、シンガポール、タイ、台湾、中国、ニュージーランド、バプアニューギニア、パラオ、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、香港、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス	カナダ、米国	アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、チリ、ドミニカ共和国、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ボリビア、メキシコ	アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、キルギス、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モナコ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、イスラエル、イラク、イラン、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、カタール、カメルーン、ケニア、コートジボワール、ザンビア、ジブチ、タンザニア、ナイジェリア、バーレーン、ベナン、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ、南スーダン、モザンビーク、モロッコ、ヨルダン、ルワンダ

出典：厚生労働省 HP より（一部加工）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分)の創設

参考資料 3

地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設する。

○予算額：1兆円(コロナ予備費0.8兆円＋既定予算0.2兆円)

○交付対象：都道府県及び市町村

○対象事業：

(生活支援)	(産業支援)
コロナ禍において原油価格や物価高騰に直面する生活困窮者等生活者の負担軽減に資する支援事業 【取組例】 - 生活に困窮する方々の生活支援 (住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の横出し支援) - 学校給食費等の負担軽減 - 子育て世帯の支援 (子育て世帯生活支援特別給付金への上乗せ)	コロナ禍において原油価格や物価高騰による影響を受ける事業者の負担軽減に資する支援事業 【取組例】 農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援 (事業者に対する燃料費高騰の負担軽減・経営支援)

○算定方法：人口や感染状況等を基礎として算定
※1兆円のうち0.8兆円を先行して交付

出典：令和4年4月28日付け内閣府地方創生推進室長事務連絡
「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」より抜粋

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分） の活用が可能な事業（例）

総合緊急対策（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議）において、地方創生臨時交付金のうち「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」により「地方公共団体が実施する、生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しする。」とされており、コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者に対して、自治体を実施する事業（各府省のコロナ関連の制度に対する上乗せや横出しを含む）に幅広く活用することが可能です。

本表は、コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者の支援を主たる目的とする活用可能な事業の一部をまとめたものであり、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の交付対象は本表記載の事業に限りません。各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組を行ってください。

生活者支援に関する事業

◆ 雇用維持・雇用機会の確保、困窮者支援等

- ・ ひとり親家庭をはじめとした子育て世帯、家計急変学生・生徒、に対する給付金の支給
- ・ 生活困窮者や低所得者に対する給付金の支給
- ・ 生活者に対する電気・ガス料金を含む公共料金の負担軽減
- ・ 住まい確保困窮者に対する支援
- ・ 住宅ローンの返済猶予に関する金融機関に対する支援
- ・ 失業者・内定取消者・派遣労働者・学生等に対する支援
- ・ 在留外国人労働者等に対する就労支援
- ・ 障がい者、保護観察対象者等に対する就労支援
- ・ 特別支援学校の給食費の利用料の負担軽減
- ・ 学校給食等の負担軽減など子育て世帯に対する支援
- ・ 公立大学・専修学校の授業料等減免に係る支援
- ・ 私立高校授業料の実質無償化の対象外生徒に対する授業料軽減に係る支援
- ・ 地域経済の活性化と生活者支援を目的としたプレミアム商品券の発行

事業者支援に関する事業

◆ 事業継続等

- ・ 事業者に対する燃料費高騰の負担軽減（価格を転嫁する場合の影響緩和を含む）
- ・ 事業者に対する電気・ガス料金を含む公共料金補助
- ・ 仕入価格上昇等により収益が減少した事業者に対する経営支援
- ・ テナントに対する家賃などの固定費支援
- ・ 中小企業等の資金調達コストの低減（利子補給、信用保証料補助等）
- ・ 再生可能エネルギーの導入に向けた支援

（農林水産）

- ・ 漁業者、農林業者に対する経営支援
- ・ 漁業者、施設園芸農家、木材加工事業者の省エネ機器の導入支援

（運輸・交通）

- ・ 鉄道・バス・タクシー・旅客船・航空など地域公共交通の経営支援
- ・ 地域の物流の維持に向けた経営支援

（観光）

- ・ 宿泊事業者・旅行業者・観光関連産業に対する経営支援
- ・ 観光バス利用促進等の観光バス事業者に対する経営支援

（生活衛生）

- ・ 飲食業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業などの事業者に対する経営支援

市町村における生活者への主な支援対策 (コロナ禍における原油価格・物価高騰対応)

※令和4年5月27日現在の調査結果（検討中含む）

1 プレミアム商品券・地域振興券等の配布 【20市町村】

具体的な支援例

- ・住民に対して割増率50%のプレミアム商品券を販売
- ・住民に対して割増率10%～20%のプレミアム商品券を販売
- ・1人当たり1万5千円の地域振興券の無料配布

2 全世帯を対象とした給付金 【1市町村】

具体的な支援例

- ・全世帯を対象に1世帯あたり3万円を給付

3 子育て世帯への給付金 【10市町村】

具体的な支援例

- ・児童1人あたり2万円を給付
- ・「子育て世帯臨時特別支援事業給付金」対象世帯に5万円を追加給付
- ・4子以上の児童を養育する世帯やひとり親世帯へ給付

4 非課税世帯・生活困窮者への給付金 【3市町村】

具体的な支援例

- ・令和4年度住民税非課税世帯へ3万円の追加給付
- ・「住民税非課税世帯等への臨時特別給付金」対象世帯に5万円を追加給付
- ・生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）借入者へ10万円を給付

5 給食費の補助・無償化 【21市町村】

具体的な支援例

- ・学校給食費を3か月無償化
- ・学校給食費の半額相当を無償化
- ・学校給食費の食材高騰分を公費補填（保護者負担増の防止）
- ・学校給食のデザート月3回分程度を公費補填

6 水道基本料金の免除 【12市町村】

具体的な支援例

- ・水道基本料金を10か月分免除
- ・水道基本料金を4か月分免除

7 ゴミ袋の無償提供 【6市町村】

具体的な支援例

- ・指定ごみ袋を20枚無償提供
- ・指定ごみ袋を10枚無償提供

8 タクシー代・公共交通機関利用料金の助成 【2市町村】

具体的な支援例

- ・移動が困難な高齢者や障がい者を対象にタクシー利用助成

9 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の増額 【2市】

具体的な支援例

- ・支援金（限度額まで生活福祉資金特例貸付を借り入れた世帯に対する給付金）の申請期限延長に伴う所要額の増加

10 その他生活支援 【7市町村】

具体的な支援例

- ・キャッシュレス決済時における還元支援
- ・健康増進券（高齢者向けの温浴施設やタクシー乗車等に利用できる券）を追加交付するとともに、利用対象にガソリン購入等を追加
- ・出産世帯に対し8万円を給付
- ・高校生以下の子ども1人あたり10kgの米を配布
- ・低所得の子育て世帯へ児童1人あたり10kgの米を配布
- ・公立学校の修学旅行について、燃料費高騰によるバス代の増額分を補助

新型コロナウイルス感染症 感染対策と社会経済活動の両立を！

- 依然として、本市の感染状況は昨年夏のピーク時を超えた高い水準で推移しています。
 - 本市の人口10万人あたり新規感染者数(7日間移動合計)は**5月30日時点で170.4**と第5波ピーク時の**1.3倍**
 - 感染者の**約半数が29才以下**の若い世代。**10代以下**の割合が特に**高い**が**高齢者の割合も増加**。
- 国においては、「マスク着用」の考え方が示されるとともに、6月1日から水際対策が緩和され、外国人観光客の受入実証事業が開始されるなど、コロナ禍で深刻なダメージを受けている経済への対策が進められています。
- “withコロナ（ウィズコロナ）”の考え方のもと、感染対策を引き続き行いつつ、社会経済活動をしっかりと進めていきましょう。

感染防止対策の徹底・継続

- いつもと体調が違うと感じたら、全ての行動（出勤、通学）をストップして、まずは、身近な医療機関に受診を！
- 「マスクの着用」、「手洗い・手指消毒」、「こまめな換気」、「3密（密閉空間・密集場所・密接場面）のうち一つでも回避」
- ワクチンを接種できる環境を整備していますので、希望される方はできる限り早く接種を！

【マスク着用の考え方】

- 国の基本的対処方針に沿って人との距離（2m以上）や会話の有無により、メリハリをつけて着用。熱中症予防の観点から、屋外の「必要なし」の場面では、マスクを外すことを推奨！

	人との距離が確保できる		人との距離が確保できない	
	屋内	屋外	屋内	屋外
会話をする	着用推奨＊	必要なし	着用推奨	着用推奨
会話をほとんどしない	必要なし	必要なし	着用推奨	必要なし

＊十分な換気など感染防止対策を講じている場合は、外すことも可

- 2歳未満（乳幼児）は、マスク着用を奨めない。
- 本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしない。
- 感染事例が多く見受けられる「5つの場面」に注意！
 - 場面1 飲食を伴う懇親会など（注意力が低下、大声になりやすい）
 - 場面2 大人数や長時間の飲食（2次会、3次会、深夜のはしご酒など）
 - 場面3 マスクなしでの会話（車やバスでの移動の際も要注意）
 - 場面4 狭い空間での共同生活（寮の部屋やトイレなど共用部分に注意）
 - 場面5 居場所の切り替わり（休憩室、更衣室、喫煙室などは要注意）



飲食・移動に関して

- 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー取得店舗（第三者認証）」を利用し、マスク会食（食事中は静かに、会話はマスク着用）を徹底！
- 旅行、レジャーの移動中・移動先においても、基本的な感染防止対策の徹底を！

事業者の皆さまへ

- 職場環境を整備し、体調不良者が必ず休暇を取得できるようにしてください！